

76	中央卸売市場	豊洲新市場の整備
事業概要	<p>築地市場は、昭和10年に開設以来70年が経過し、施設の老朽化、敷地の過密化が著しく、市場の営業活動に支障が生じてきたため、平成3年に現在地での再整備に着手したが、その後の経済状況や市場流通環境が大きく変化したことから、当初計画どおりに工事を進めることが困難となった。</p> <p>そこで、豊洲地区への移転による抜本的な整備へと方向転換することにより、情報化、物流の効率化、衛生・環境対策の強化を実現し、21世紀の生鮮食料品流通の中核を担う市場へ再生させる。</p>	
これまでの経過	<p>平成 8年11月 第6次東京都卸売市場整備計画策定（計画の見直しを決定）</p> <p>9年10月 都と市場業界間で、新たな基本計画策定に向け協議開始</p> <p>11年 7月 様々な現在地整備案を検討するも、どの案も合意が得られず、移転も視野に入れ検討</p> <p>11年11月 築地市場再整備推進協議会における意見集約「現在地再整備は極めて困難であり、移転整備へと方向転換すべき」</p> <p>13年 4月 東京都卸売市場審議会答申「早急に豊洲地区を候補地として移転整備に向けた検討を進めるべきである」</p> <p>13年 7月 豊洲地区の最大地権者である東京ガスと、築地市場の移転を織り込んだ豊洲地区のまちづくりを、協力して進めることで基本合意成立</p> <p>13年 9月 江東区と協議開始</p> <p>13年 9月 新市場基本コンセプト懇談会開催（平成14年3月まで）</p> <p>13年12月 築地市場の豊洲移転を都として正式に決定（第7次東京都卸売市場整備計画策定公表）</p> <p>14年 5月 第一回「新市場建設協議会」を開催</p> <p>14年 6月 第一回「新市場建設基本問題検討会」を開催</p> <p>14年 9月 築地市場の豊洲移転を織り込んだ「豊洲・晴海開発整備計画―再改定（豊洲）案―」発表</p> <p>15年 5月 「新市場基本構想」を公表</p> <p>15年 7月 第一回「新市場基本計画懇談会」を開催</p> <p>16年 7月 「新市場基本計画」を公表</p> <p>16年 8月 第一回「新市場実施計画懇談会」を開催</p> <p>16年 9月 新市場建設計画に係る「環境配慮書」提出</p> <p>16年10月 江東区及び江東区議会が新市場の受入れを表明</p> <p>17年 4月 東京都卸売市場整備基本方針（答申）において「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」を明記</p> <p>17年 9月 「豊洲新市場実施計画のまとめ」を策定</p> <p>17年10月 第一回「新市場建設懇談会」を開催</p> <p>17年11月 東京都卸売市場整備計画（第8次）において、「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」を明記</p> <p>18年 2月 中央区の「築地市場移転に断固反対する会」が発展的解消、新組織「新しい築地をつくる会」が発足</p> <p>18年10月 「豊洲新市場基本設計相当」を業界団体との間で取りまとめる</p> <p>18年12月 PFIに関する「実施方針」・「業務要求水準書案」の公表</p> <p>19年 4月 「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」設置</p> <p>19年 8月 専門家会議で決定した「地下水・土壌の追加調査」実施</p> <p>20年 2月 専門家会議で決定した「土壌・地下水の詳細調査」開始</p>	

	<p>20年7月 「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書」公表</p> <p>20年8月 「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」設置</p> <p>21年1月 環境確保条例第117条に基づく調査を開始</p> <p>21年2月 「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書」公表及び「豊洲新市場整備方針」を決定</p>		
現在の進行状況	<p>技術会議から報告を受けた土壌汚染対策の具体的内容、経費及び工期をもって、都の土壌汚染対策とし、豊洲新市場の開場時期及び整備スケジュール、並びに総事業費を定めた「豊洲新市場整備方針」を、21年2月に決定した。</p>		
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊洲新市場整備方針に基づき、万全な土壌汚染対策の実施に向け、環境影響評価の手続きなどを確実に進めていく。</li> <li>・豊洲新市場のPFI事業については、スケジュール等を現在検討している。</li> <li>・千客万来施設については、開発事業者による各街区の一体的な開発整備を進めることを前提に、関係者からの意見を聞きながら事業計画を策定する。開発事業者は、独創性と推進力を有するプロデューサーを起用し、事業の総合的なマネジメントを行わせる。</li> <li>・新市場の施設計画について、移転先の豊洲地区開発協議会等に参加するなど、関係局や地権者に、適切に情報提供を行っていく。</li> <li>・築地市場跡地の利用については、地元区や関係局等との十分な意見交換に努めていく。</li> </ul>		
問い合わせ先	中央卸売市場 管理部 新市場建設課	電話	03-3547-7031